

離島介護等渡船料助成金の支給について

前島、笠佐島、情島、浮島にお住まいの方に対して、
介護サービス等を提供するために必要な渡船料を助成します！！

離島における介護サービス等の
安定的な供給体制を確保



高齢者等が住み慣れた地域で
継続的に生活できるように支援

1 支給対象者

前島、笠佐島、情島、浮島に実際に居住する方で介護サービス等を必要とする方(①②③)
及びこれらの方々に介護サービス等の提供を行う介護事業所等(④⑤⑥⑦)

- ① 介護保険法に基づく要介護者・要支援者
- ② 介護予防・生活支援サービス事業の対象者
- ③ 障害福祉サービス等の対象者
- ④ ①②の方に対して居宅介護支援、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行う
居宅介護支援事業者等
- ⑤ ①②の方に対して介護サービス又は 介護予防サービスを提供する事業者
- ⑥ ③の方に対して障害福祉サービス等の相談支援及び計画作成を行う事業者
- ⑦ ③の方に対して障害福祉サービス等を提供する事業者

2 助成金の額

※ 障害者等の割引運賃が適用される場合には、その額とします。

①②③ の方	居住する島の外にある介護サービス等事業所を利用するために必要な渡船料の全額 (他の施策等により渡船料の助成が得られる場合はその額を除く)
④⑥の方	支援計画等の作成等のため居宅へ訪問し、面接するために要した渡船料の全額 (他の施策等により渡船料の助成が得られる場合はその額を除く)
⑤⑦の方	支援計画等に基づき介護サービス等を提供するために要した渡船料の全額 (他の施策等により渡船料の助成が得られる場合はその額を除く)

3 助成金の申請・請求

周防大島町離島介護等渡船料助成金支給申請書兼請求書に、以下の関係書類を添えて、提出してください。

①②③の方	●離島介護渡船料助成金計算書（通所等サービス）
④⑤の方	●離島介護等渡船料助成金計算書（訪問等サービス） ●渡船料に係る領収書 ●①②に該当する方に係る介護給付費明細書等の写し ●その他介護サービス又は介護予防サービスを提供したことを証する資料
⑥⑦の方	●離島介護等渡船料助成金計算書（訪問等サービス） ●渡船料に係る領収書 ●③に該当する方に係る介護給付費・訓練等給付費明細書又は計画相談支援給付費明細書の写し ●その他障害福祉サービス等を提供したことを証する資料

4 助成金の支給

支給が決定した際は、周防大島町離島介護渡船料支給決定通知書を送付し、指定された口座に助成金を振り込み、支給します。

5 助成金の返還

偽りその他不正な手段により助成金の支給を受けた場合は、支給の決定を取り消し、助成金を返還していただきます。

6 提出先・問い合わせ先

周防大島町 健康福祉部 介護保険課 介護保険班
住所：周防大島町大字土居1325番地1 日良居庁舎
電話：0820-73-5503 FAX：0820-73-5006
受付時間：平日の8時30分～17時15分